

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第7回）
議事録

1 日時

令和5年4月28日（金）10:00～11:25

2 場所

法務省7階共用会議室

3 出席者

（1）有識者

田中座長、高橋座長代理、市川委員、大下委員、黒谷委員、是川委員、佐久間委員、末松委員、鈴木委員（代理出席）、富田委員、富高委員、樋口委員、堀内委員、山川委員

（2）関係省庁等

（内閣官房）

小玉参事官、岡野参事官

（出入国在留管理庁）

福原審議官、本針政策課長、藤谷調整官

（厚生労働省）

原口審議官、吉田外国人雇用対策課長、川口参事官（海外人材育成担当）

（外国人技能実習機構）

大谷理事長

4 議事

（1）開会

○事務局 これより第7回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を開催いたします。

本日の会議につきましても、会場参加及びウェブ参加を組み合わせたハイブリッド形式で開催させていただきます。また、武石委員が御都合により御欠席でございますので、委員14名で開催しております。鈴木委員につきましては代理の方に御出席いただいております。

それでは、開会に当たりまして田中座長から御発言を頂きたいと思っております。お願いします。

○田中座長 おはようございます。第7回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を開催いたします。委員の皆様方、本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

これまで本有識者会議では、我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であるということを念頭に置き、その人権に配慮する観点も踏まえつつ、技能実習制度及び特定技能制度の在り方について検討を進めてまいりました。そして、今後の両制度の在り方の方向性について中間報告書として取りまとめるべく、これまで2回、議論を行い、委員の皆様方から様々な貴重な御意見を頂いてきたところでございます。本日の会議において中間報告書として取りまとめていきたいと考えておりますので、是非よろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、報道の方々による取材等はここまでとさせていただきます。プレスの方々は御退室をお願いいたします。

それでは、以降の進行は田中座長をお願いいたします。よろしくお願い申し上げます。

(2) 中間報告書（案）について

○田中座長 それでは、議事次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議案は、中間報告書（案）についてであります。前回提示いたしました中間報告書（案）に関し、会議で御議論いただいた内容及び会議後に御提出いただいた意見を踏まえて、事務局において修正していただきましたので、その修正の趣旨を事務局から説明していただきたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

○福原審議官 事務局ですけれども、まず、中間報告に関する修正部分の議事に先立ちまして、議事の枠外で1点だけ補足して御説明をさせていただきます。

今週月曜日、週の初めに、特定技能2号追加に関する議論を開始するという報道が出ております。これは、入管庁が各省庁から特定技能2号の分野の追加に関する各省庁の要望を受けて、それを取りまとめて与党の方に、政府としては希望、御議論いただきたいということを申し上げ、その結果、報道になっているというものでございます。

この特定技能2号につきましては、皆様御承知のとおり、いわゆる在留期間の更新回数に制限がないということ、それから、要件を満たせば家族帯同も可能であるということから、この必要性、あるいはキャリアパスを示す上で、ここでの議論もありましたが、必要だという声を頂いている一方で、それがいわゆる永住化への道ではないか、あるいは移民ではないかという御指摘も受けている問題で、非常にデリケートな事柄であると申し上げておきたいと思っております。その観点から、非常に慎重に議論を行う必要がございます。

○佐久間委員 中間報告書には、「受入れ見込数の設定及び対象分野の設定については、例えば労使団体などの様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとするなど透明性や予見可能性を高める方向で、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論していくこととする」との記載もあり、これからそういった決定方法についても最終報告書に向けて議論していくという記載がされようとしているにもかかわらず、出入国在留管理庁の担当課が申入れ、政府省庁でこのような動きがなされていたというのは、今、私ども有識者会議を開催しているのに、素直に申し上げて、大変、違和感があります。特定技能制度における受入れ見込数の決定方法や、特定技能制度の運用の状況の検証など、省庁ごとに行うのではなく、政公労使で構成される機関を創設していただいて、透明感のある議論をすべきであることを強く主張しているわけなので、この辺の経緯、また、この進め方についてももう少し、何とか、情報の共有を頂きたいと考えております。

以上です。

○田中座長 その点につきましても、この中間報告書（案）についての修正の議論を経て、更に御意見があれば、そのときにまた御発言いただくと有り難いと思っております。

それでは、本針課長。

○本針政策課長 入管庁政策課長の本針でございます。中間報告書（案）の修正内容について御説明いたします。

今回の会議におきましても、委員の皆様におかれましては短い時間での意見提出に御協力いただき、感謝申し上げます。また、前回と同様に、事務局で取りまとめました御意見を踏まえ、今回の中間報告書（案）を作成しています。また、今回も可能な限り委員の皆様の御意見を反映いたしました。委員の皆様の間で異なる御意見があった箇所もあり、その御意見の全てを反映できているものではないことについては御理解願います。皆様の御意見の中には最終報告書の取りまとめに向けて議論すべき点も多く含まれておりまして、それらについては後半の会議で御議論いただきたいと思いますと考えていることを申し添えさせていただきます。

それでは、前回の中間報告書（案）からの変更点の概要について、資料1-2、前回からの修正履歴が分かる資料でございますが、こちらに沿って御説明をさせていただければと思います。

初めに、構成面での修正でございます。以前、今回と同じように関係閣僚会議の下に設けた有識者会議でございます「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」における報告書の例に合わせることで、冒頭に記載させていただいていました委員名簿、それから会議の開催経過については末尾に移動さ

せていただいております。

中身の御説明をさせていただきます。まず、資料1-2の24ページを御覧ください。「第4 検討の方向性」の「1 はじめに」の部分でございます。ここの検討の視点でございますが、もともと共生社会の実現についての記載が多く書かれていたわけですが、外国人材の確保という観点をもう少しここに加えるべきではないかという御意見を踏まえまして、「日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる」という記載や、「深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする」という記載を加筆しております。

続きまして、論点ごとの部分でございます。同じく24ページの「2 (1) 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方」についてのところの一つ目のパラグラフでございます。現行制度を廃止して抜本的に見直すこととした背景として、技能実習法第3条第2項の基本理念、「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」についても見直す必要がある旨も補充すべきという御意見を踏まえて、その旨の加筆をしているところでございます。

それから、同じく24ページ、2 (1) の三つ目の○でございます。特定技能についても様々な課題がある中で、議論の範囲を限定しないように、受入れ見込数の設定等のプロセスの透明化など、具体的な課題を加筆すべきとの御意見を踏まえまして、特定技能制度についても、三つ目の○の最初のところですが、見直して適正化を図るということや、受入れ見込数の設定、分野の設定の在り方など、具体的な課題を加筆させていただいております。

それから、25ページを御覧ください。四つ目の○でございます。前回、一つ目のパラグラフの中で記載しておりました企業単独型の技能実習につきまして、技能実習制度の目的と一致した運用実態が認められるとの記述には十分なエビデンスはないという御意見、それから、企業単独型の位置付けも改めて検討する必要があるなどの御意見を踏まえまして、企業単独型に関する評価の部分を削除して、記載をさせていただいております。

それから、その同じ25ページの(2)「外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度(キャリアパス)の構築」についてでございます。二つ目の○でございますが、前回の報告書案では二つのパラグラフに分けて対象職種、分野の記載がされていましたが、それがやや文章が分かりづらいという御指摘、一つのパラグラフに記載すべきということ、それから、対象となる職種・分野は、現行の両制度だけでなく、必要性を前提として全てが対象になり得る旨を示すべきといった御意見を踏まえまして、その旨の修正、加筆をさせていただいております。

それから、同じく25ページの三つ目の○でございます。長期的な就労という趣旨に鑑みると、単純に幅広く業務に従事することができる制度とするだけ

では十分ではなくて、将来のキャリアアップに資する育成を図る観点が必要との御意見を踏まえまして、一つ目のパラグラフの3行目でございますが、「体系的な能力を身に付ける観点に立って」と加筆をさせていただいております。

それから、四つ目の○でございます。受入れ企業等において人材育成を適切に行うだけでなく効率的に行うことがコストの面からも重要であるという御意見、それから、処遇の向上は職場への定着につながるため、インセンティブの工夫の検討も併せて必要との御意見を踏まえまして、そのような趣旨の加筆をさせていただいております。

それから、続きまして五つ目の○でございます。日本の企業等が魅力ある働き先として選ばれるためには、賃金等の待遇面、それから実効的な技能の修得、評価等も含めた観点が必要との御意見を踏まえまして、26ページでございますが、その旨の記載をさせていただいております。

それから、同じく26ページ、六つ目の○でございます。送出国側にはスキル認証のニーズがあること、それから、帰国後のスキルの活用を促進して国際的な評価を高める観点が必要との御意見を踏まえまして、独立したパラグラフを設けまして、ここに記載されております、「修得された技能について、母国での活躍につながるような方策を採れないかについても検討すべき」という旨を記載させていただいております。

それから、同じく26ページの、(3)の「受入れ見込数の設定等の在り方」についてでございます。受入れ見込数の設定等の仕組みに関与する関係者として、労使を明示すべきとの御意見を踏まえまして、その旨の加筆をさせていただいております。

同じく26ページ、「3(1) 転籍の在り方」についてでございますが、この二つ目の○です。転籍制限の在り方を議論していく際の視点として、地方における人材確保だけでなく人材育成の観点も加えるべきという御意見を踏まえまして、その旨の記載をさせていただいております。

それから、27ページを御覧ください。続きまして三つ目の○でございます。もともと二つ目のパラグラフの中に記載していた救済の仕組み、それから、転籍先を速やかに確保する方策の部分の独立したパラグラフとした上で、外国人の失踪事案の発生に伴って、その外国人が犯罪の加害者にも被害者にもならないような観点も必要だという御意見を踏まえまして、その旨の加筆をさせていただいております。

次に、(2)の「ア 監理団体や登録支援機関の監理及び支援の在り方」についてでございます。ここは同じく27ページを御覧いただければと思います。一つ目と二つ目のパラグラフで、監理団体に比べて登録支援機関に関する記載が不十分であるということ、それから、求められる支援の適切かつ実効的な実

施、手数料徴収の在り方を含めた議論が必要であるという御意見、それから、監理団体と同様に機能を十分に果たせていないような機関は厳しく適正化又は排除すべきと、そういった御意見を踏まえて、その旨の加筆修正をさせていただいております。

その次に、28ページを御覧ください。「イ 国の関与や外国人技能実習機構の在り方」についてでございます。三つ目の○でございます。ここはいろいろなものが交ざっていて文意がつかみにくいという御意見、我が国の外国人労働者受入れ政策との整合性を前提として考えていくべきという御意見、それから、日本が外国人から選ばれるように、安心して日本で生活できるサポートを示すべきといった御意見を踏まえまして、加筆をさせていただいております。

それから、四つ目の○でございます。地方自治体においても、地方における人材確保、人材育成、外国人が安心して生活できるための支援やインフラ整備などの点で役割を果たすべきとの御意見を踏まえまして、新しいパラグラフを設けた上で記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、「ウ 国際労働市場の実態及びメカニズムを踏まえた送出国機関や送出しの在り方」についての記載でございます。29ページを御覧ください。二つ目の○でございます。国際労働市場における問題の多くは経済学的なメカニズムによる説明が可能であるとの御意見を踏まえまして、新たな制度の仲介機能を最終報告の取りまとめに向けて議論していく際の観点といたしまして、この上から7行目にありますが、「国際労働市場における求人側と求職者との著しい情報の非対称性を内包したマッチングのメカニズム」という記載を加筆させていただいております。

それから、「(3) 外国人の日本語能力の向上に向けた取組」についてでございます。一つ目の○では、外国人が来日する際の日本語能力に関しまして、就労開始前の日本語能力の担保方策をもう少し具体化できないか、それから、来日前の日本語学習に掛かる金銭的な負担も十分に考慮した検討が必要であるとの御意見を踏まえまして、その旨の加筆をしているところでございます。

それから、三つ目の○では、来日後の日本語教育に掛かる費用負担、支援に関しまして、受入れ企業と国、自治体、それぞれの役割のバランスをとった検討が必要であるとの御意見を踏まえまして、30ページでございますが、その役割、それから負担の在り方につきましては、新たな制度における仕組み等を踏まえつつ、最終報告の取りまとめに向けて議論していく旨を加筆しているところでございます。

以上が中間報告書(案)についての御説明となります。

概要につきましても、資料1-4を御覧ください。前回からの修正を赤字で

見え消しの形で記載させていただいております。これも、今、御説明させていただいた中間報告書（案）の記載に合わせた修正を行っているということでございます。

事務局からの説明は以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。それでは、今、御説明いただいた中間報告書（案）について議論を始めたいと思いますが、御意見のある方はいつものように挙手していただければと思います。いかがでしょうか。

では、是川委員。

○是川委員 取りまとめいただき、どうもありがとうございます。私からは1点感想と、あと1点質問がございます。まず1点目といたしまして、27ページ目の「3（1）転籍の在り方」の末尾の、「その際、外国人の失踪事案…」のところに関しては、非常に重要な部分と思いましたが、システムをきちんと作るということも大事ですが、フェイルセーフをしっかり多重にかけていくという部分は、現行の技能実習制度においても、非常に重要だと思いましたが。

あともう1点、こちらは事務的なというか、細かい質問となりますが、28ページ目の「イ 国の関与や外国人技能実習機構の在り方」のところ、一つ目の○で、「その役割に応じた」という文言が入っていますが、少しこのところは今、御説明がなかったかと思うのですけれども、具体的にこの修正の趣旨というのはどういう方向性なのか、少し読んでいて気になったものですから、教えていただければと思います。

○本針政策課長 ありがとうございます。今、28ページの役割に応じて、これはもともとの、「体制を整備した上で」というのがやや不明確なところもあり、この外国人技能実習機構について、いろいろな役割を今以上に充実させるべきというような御意見もあったと思います。それをどういう形の役割をとというのも、今後、御意見、御議論いただくことになると思いますので、それに応じたということ補足的に記載させていただいたという趣旨でございます。

○是川委員 分かりました。ありがとうございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

市川委員。

○市川委員 まず、今、是川先生も御指摘された28ページの「転籍の在り方」の三つ目の○の、今回加わった最後の一文ですが、これまでの御意見の中で、失踪したような場合、あるいはそこに至らないにせよ、イレギュラーな転籍になっているような場合に、そのままそれが非正規滞在であることや、あるいはアンダーグラウンドな、法が全く及ばないような世界に行ってしまうように、何らかの元に戻るような仕組みを考えたらどうかという御意見も踏まえた

ものと思っております、ただ、犯罪の加害者という言葉がやや強い言葉だと若干感じてはおります、言葉についてどうかと思うのですが、この文の趣旨としては、これは確認ですが、これは取締りを強化するというような方向性だけではなくて、今、お話ししましたように、いろいろな救済の仕組みを作るといったものも含めて、安定的な社会を作っていくという、そういう視点からの御意見だと、私は理解しましたので、そういうことでよろしいのかどうか、もし違う御意見があれば、いや、これは取締り強化なのだと、それだけなのだと、ということであれば、また別だと思うので、その点の確認をということが1点。

それから、同じく27ページの(2)アの二つ目の○の一つ目のところで、「登録支援機関の支援の在り方の見直し」という言葉が入っております、登録支援機関の適格性といった点の議論はあったかと思うのですが、在り方というところは少しどのような内容だったのかというのが、私は、今、必ずしも明確でないところがあって、思うに登録支援機関の役割として、例えば、マッチングの機能であったり、あるいは後ろの方に書いてあるような支援の費用の徴収の在り方だといったものをいろいろ含めた意味合いでの在り方の見直しという御趣旨なのかどうかという、やはりこの点も確認です。

その2点でございます。

○田中座長 それでは、お答えください。

○福原審議官 まず、1点目については私の方から御説明、補足させていただきます。

まず、結論的には委員御指摘のとおりです。決して取締りの強化というものを意図ないし企図したものではございません。その趣旨を若干補足させていただきますと、実際にどんな制度を設けても、その枠外に来る、例えば、技能実習の場合にも、失踪した技能実習生が現実として存在するわけです。そのような実習生は、いわゆる外国人に対する一般的な在留管理の枠内から一時的に外れるという結果になります。その結果、犯罪に加担ないし巻き込まれる危険性が高まると考えられることから、そういった方々に対してもきちんと手当てというか、目を掛けていこうということですので、決して取締りの強化という観点では全くございませんので、そこは確認させていただきます。

2点目は、課長から御説明いたします。

○本針政策課長 2点目の27ページの(2)アの二つ目の○の、「登録支援機関の支援の在り方の見直し」という件でございます。これはいろいろところで、先ほど、24ページから25ページにかけての特定技能制度の記載の中でも、役割の見直しというような記載をさせていただいたりや、現状、登録支援機関は支援を中心にやっているわけですが、この在り方、現状をもう少し充実させるべきではないかという御意見もあったところでございますので、この支

援そのものについても、現状このような形でよいのか、若しくはもう少し支援といっても幅広にできるような役割、そういう意味では要件をもう少し厳格化すべきという御意見もあったと思いますので、そういった観点の在り方、それから、ここは今の28ページのイのところ、二つ目の○にも若干記載させていただいているような形で、受入れ企業等からその支援に関しての費用徴収をしているわけですが、この在り方についての御意見もあったかと思っております、そういったものも含めた在り方の見直しということになろうかと思っております。

○田中座長 よろしいでしょうか。

その他。樋口委員。

○樋口委員 関連の発言をさせていただきたいと思っております。今、審議官から御説明がありましたが、更に若干申し添えたいと思っております。正規の手続を経ないで転籍等をした者を、単純に不法就労・不法滞在に追いやってしまわない制度上の工夫が必要だということです。一つの考え方として申し上げておきたいのですが、例えば、非正規の転職等を敢行した場合であっても、一定期間内に一定の要件を満たせば事後的に承認し、元のトラックに戻れるような、柔軟な仕組みが考えられるのではないのでしょうか。そういった際にこそ、登録支援機関や監理団体は相応の役割を果たすべきではないかとも考えております。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

更に御発言ございますでしょうか。

佐久間委員。

○佐久間委員 まず、登録支援機関の在り方等について、例えば、支援10項目を網羅して実施できていない登録支援機関の排除や、手数料の上限設定の必要性など、第1回有識者会議から申し上げてきたことが、27ページの登録支援機関の「適正化又は排除していく」や、支援の「要件の厳格化」、「費用徴収の在り方」という点を記載して、盛り込んでいただいたことについては、関係省庁の事務局にお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

そのほかには、少しこだわって申し訳ないのですが、この中間報告書の中では、目的のところは人材確保、そして人材育成という順番になっております。なかなか変わらないとは思いますが、各県からの問合せに対応し、説明している上で、人材育成の目的が狭義の意味にとらえていると言われても、やはり人材育成があって、育成の後に労働力を確保していく、ということにつながるのではないかと考えます。ですから、本来はこの目的というのは人材確保と人材育成を逆にさせていただく、また、事務局の方から、順番の重みというのは変わりはないということでおっしゃられたと記憶しておりますが、もしそうであ

れば、順番については二つの目的に軽重はないということを明記していただきたい。括弧書きでもよいので記載していただきたいと考えます。

それから、私どもは昨日この報告書（案）について、意見があればということで、意見書をすぐ提出をしたのですが、それによってまた回答を頂きました。意見書の内容は、前回、前々回も意見を述べてきたのですが、発言の内容は議事録には残りますが、この意見書というのも、やはり事務局から回答がついたりなどがあるものですから、それも一応資料として公開していただいても差し支えないのではないかと思います。この判断基準というのが一つあると思います。

一つ一つは御説明しませんが、例えば、「我が国」という言葉でずっと来ていたのが「日本」に変わっているところが数か所あります。御意見では、日本という捉え方と我が国の捉え方が違うということの御意見を頂いたのですが、このメンバーというか、このようなことがどのように変わったかというのやはり、これは一つの参考になるものだと思いますし、また、「安定的」という言葉が抜けていたり、取られたりといったことがあります。どうして抜けたのかやそういった御質問をさせていただいていますので、是非共有をさせていただくため、また、こういう議論があったということもあるので、意見書の方も公開をしていただいても、私はよろしいのではないかと思います。

その中で1点だけお願いしたいのですが、25ページに、人手不足の業界に限定し、むやみに対象職種・業種を拡大しないこと、これから具体的に議論をしていくこととするという締めになるのですが、そこの後に、「人手不足の業界に限定し、むやみに対象職種・業種というのを拡大しないこと」というのを入れていただくとともに、「その受入れ可能人数については、特定の企業による大量の労働力の確保とならないよう、地域の中小企業に行き渡るような配分等を検討する。」、ここは入れにくいかもしれませんが、「政公労使による協議体組織を創設し、決定していくことが望まれる。」というのを本当は追記をしていただきたいと考えております。

意見書の方では何点か申し上げているのですが、この公開を含めて、私の方から申し上げさせていただきました。以上でございます。

○田中座長 今の佐久間委員からの御見解について、事務局から何かレスポンスはありますか。

○福原審議官 佐久間委員からお話のあったとおり、前回の会議で意見書の方は時期を区切って、御意見があればお願いしますとお伝えをして、実際に会議後に複数の委員の方から御意見を頂いております。それに対して事務局として、頂いた御意見が反映されるか、その反映する、又はしない場合の理由や補足説明については、実際に委員と個別でやり取りをさせていただいております。今、

佐久間委員のお話もございましたので、個別に当該委員の方が希望ないし了承されれば、そのやり取りについては議事録に添付するという形をとらせていただこうと思いますが、それでよろしいかどうか確認を頂けますでしょうか。

○田中座長 いかがでしょうか。その委員の御了解を頂けるということであれば、議事録に添付するということがよろしいですか。

それでは、そのように進めていただければと思います。

その他、更に御発言はございますでしょうか。どうぞ。

○堀内委員 先ほど御説明もありました企業単独型については、新しい制度でどう位置付けるかこれまでの会合でも取り上げてきておりませんので、最終報告の取りまとめに向けて具体的に議論していくことは必要だと考えます。

他方、評価については、十分議論があったとはいえないところだとは思いますが、ヒアリングを通じて、本来の趣旨に沿った実績や成果もあるということをお伺いしております。また、悉皆的に検証したというわけではないとはいえ、悪質事例もほとんどないと認識しております。やはり現行制度下において一定の役割を持って活用されてきたということについては、何がしかのニュアンスがあると有り難いと思っております。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

更に御発言ございますでしょうか。

どうぞ、冨高委員。

○冨高委員 ありがとうございます。冒頭の報道の件につきましては、先ほど佐久間委員からもございましたが、この有識者会議で議論が行われている段階であのような内容が報道されるということで、この有識者会議が軽視されているのではないかというような声もあり、対外的にそのような印象を与えたとしたら大変残念だと考えているところです。

この間、プロセスの透明性が重要だということは申し上げてきましたが、これは単にその制度の運用だけではなく、制度を見直すプロセスについても同じことがいえると考えております。そういった意味ではより丁寧な議論が必要ですし、報道も含めて、取扱いには十分注意していただくことが重要だろうと考えています。

「はじめに」にも関わるところでございますが、今回の報道を受けて「移民受入れではないか」ということも含め、様々な意見が出ておりました。中には余り前向きと言えないような声も漏れ聞くところでございました。それを聞いていて、改めて、受入れ側と外国人労働者の双方にとって働きやすい、また、生活しやすい環境を実現するためには、共生の観点や多文化理解を深めていくことが重要だと思いますし、それにはやはり国民的な議論が重要だと考えてお

ります。前回、最終報告書か中間報告書でも記載をと発言しましたが、やはり中間報告の段階でも、その点について触れていただくことは重要なのではないかと考えています。

それから、単純に在留資格の見直しということだけではなくて、政府として外国人労働者に関する基本法の制定も含めた、適正な受入れについての基本的な考え方を作っていくということも重要だと思っておりますので、最終報告書の取りまとめに向けてはその視点も踏まえて議論することが必要ではないかと考えております。

それから、「外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度の構築」ということで、資料1-2の25ページ以降のところでございますが、ここに付きましては、(2)の一つ目の○の3行目のところに、「対象職種や分野を一致させる方向で検討すべき」と記載されております。これまでも申し上げてきましたが、本来特定技能制度として受け入れるべき分野・職種なのか、現在の状態が本当に適切かというところには疑問が残るところです。今後の議論の方向を踏まえれば、それを一致させる方向としているのは違和感があります。

二つ目の○のところにも書いていただいておりますが、いずれの制度においても、業所管省庁の取組の確認や受入れの必要性・妥当性を検証するプロセスを整備・機能することが不可欠と考えております。その点について記載していただいておりますが、是非、今後の中間取りまとめ以降の議論の中で、その実効性も含めて議論させていきたいと考えています。

それから、26ページの6行目、三つ目の○のところでございますが、今回、「賃金等の待遇面や実効的な技能の修得・評価を含めて日本の企業等が魅力ある働き先として選ばれるよう、」と記載がございます。これは正にそのとおりですが、現在、実習生がおかれている劣悪な労働環境や処遇の課題がありますので、まずは、指針の法律への格上げや、同等報酬の実効性を担保する施策が必要であり、その点についても、今後、しっかりと議論をしていくべきと考えています。

それから、最後に進め方についてです。先ほど佐久間委員からもございましたが、この中間報告書の取りまとめまでの時間がないということで、各委員から意見を頂きながらという形で個別に対応してきたというお話がありました。しかし、先ほど申し上げたように、議論のプロセスの透明性も担保する必要があると考えております。各委員の意見書は議事録にも残りませんので、最終報告書の取りまとめに向けては、議論の経緯がわかるよう、また、課題が漏れることのないように、進め方については工夫いただければと考えております。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。今の富高委員の御発言に対して、

事務局から何かコメント、レスポンスはありますか。

○**本針政策課長** ありがとうございます。今後この中間報告書の後の最終報告書の議論に際しての取り運び方、御指摘としては、正にこの議論そのものについても透明性を高める方向でという御趣旨だと思いますし、先ほどの佐久間委員の御発言もそういう趣旨の部分もあったと思いますので、その取り運び方については、また御相談させていただければと思っております。

○**田中座長** どうぞ、高橋委員。

○**高橋座長代理** 富高委員がおっしゃったことで、1点質問させていただきたいのですが、共生社会ということにこだわっておられます。こだわるというか、議論とおっしゃっているわけですが、文言の中に当然、共生社会を実現していくのだということは入っていますが、後半の議論でどこまでその共生社会そのものについて議論したいというお考えなのか。というのは、今回、労働者として外国人を受け入れるという観点で議論して、そこから共生社会の必要性ということを行っているわけですが、一方で既にもう労働者だけではなくて、いろいろな資格の外国人、あるいは問題を起こした日系人のことも含めて、あるいは片親が外国人だという人も含めて、いろいろな人たち、多様な人たちを日本社会にどう受け入れていくかという議論はいろいろなところでされてきているわけで、ですから、今回この場でどういう共生社会についての議論をすべきだとお考えになっているのか、その辺をもう少し教えていただければと思います。

○**富高委員** ありがとうございます。少し言葉が足りなかったかと思いますが、この会議は、飽くまでも特定技能と技能実習に関する見直しの場ということ私は承知しております。ただ、先ほども申し上げたように、この部分だけを見直せば外国人労働者の課題は改善をするということでもないと思います。また、例えば、「移民ではないか」といった誤解が国民の間に残るとすれば、来日した外国人労働者が、その誤解のために苦しむということも否定できません。そのため、この会議の範ちゅうを越えて、外国人との共生に関して国民がどのように考えるのかなど、そういったところについては政府として発信をしていくべきではないかと考えているところです。

一方で、この会議の中で共生について議論するとなると、では前段に開催された共生の会議はどうなるのかという話になりますので、この会議においては制度の話をしつつも、その制度を含めて国民の理解を得られるよう、また、うまく制度を運用するために、政府としてどのような発信をしていくのかなどについても、幅広に議論をする必要があると考えているところです。

○**高橋座長代理** 技能実習や特定技能という制度にこだわって、外国人労働力をどう受け入れるかという話ではなくて、もう労働力じゃなくて労働者として受け入れて、日本人と差別なく働いていただくという趣旨ということではないで

すか。

○**富高委員** そもそも我々は制度の見直しの検討をしていますが、一般的な国民からすれば、どの外国人の方がどの在留資格で就労しているなどといったところも含めて、恐らく理解していない可能性があります。そういった理解がない中で、例えば、人材確保に関する制度に向けた見直しがなされるとなると、例えば、移民政策ではないかなど、誤解が更に深まる懸念もあるため、それを払拭する必要があると思います。そのためには、この会議に限らず、政府として情報発信も含め、しっかり考えていく必要があるということを言っております。

○**田中座長** どうもありがとうございました。言及がありましたように、この前開催した有識者会議で共生社会の報告書は出ておりますが、今回はやや絞って、この有識者会議では行っているの、私の希望として見ると、この両者がそれなりに完結した後は、政府としてこの両方を一体として、どういう社会を作っていくことが望ましいと考えているのかということ、これを国民に議論していただくということが大事ではないかと思っております。

その他、御発言でございますでしょうか。

○**黒谷委員** まず初めに、短期間で意見の取りまとめを頂きました事務局の皆様、ありがとうございました。

1点目は、マスコミに対する苦言でもありますが、やや今回の技能実習制度廃止という文言が現場で独り歩きしている感がありまして、若干動揺が起きているというのは事実でありますので、私も委員の1人としまして、その払拭に努めていきたいと思っておりますが、事務方も含めまして、委員各位の皆様方にも御対処いただけたらと思っております。

2点目は、全体に関する印象、感想ではありますが、この中間報告書、非常に、国際貢献を目的としました技能実習制度を評価できる点、そういうものをしっかりと踏襲して、かつ伸ばそうとしている点、さらに技能実習制度と特定技能制度の問題点や課題点などを解決しようとしている点、さらに農業分野としましては、とりわけ小規模事業者で成り立っている業界でありまして、この業界におきまして問題となると思われませんが、転籍緩和の際のコスト問題、地方に対する環境整備などについて言及いただいている点で、非常に私は、野心的でありまして評価されてよいのではないかと思っております。

家造りに例えるならば、今回の中間報告書は、どんな家を建てるかという段階のものでありますけれども、良い家を建てられそうだと印象を持っておりますので、神は細部に宿るというわけではございませんが、良い家が建てられるように、今後、最終報告書に向けまして、神が細部に宿ることができるような設計図作りの次の段階にもう進んでよいのではないかと思っております。以上が私としての感想でございます。

○田中座長 その他、御発言ございますでしょうか。

山川委員。

○山川委員 ありがとうございます。取りまとめありがとうございます。大変お疲れ様でした。文案には異存ありません。

感想になりますが、28ページに「我が国の外国人労働者受入れ政策等との整合性を前提とし、」と入れていただいたことも感謝いたします。先ほどの佐久間委員、富高委員の御発言との関係も若干あるかもしれませんが、こういった政策的な整合性についても透明性のあるプロセスを確保することによって、チェックや、あるいはよりよい方向性がとられるのではないかと考えております。

あと、本日ちょうど机上配布していただいた、従前からこだわっていた図がありまして、今回の報告書を研究者的に見ていくと、現在の技能実習のところを変えるわけですが、ここに、もちろん人材確保が前提になるシチュエーションですが、人材育成機能が入ることによって、矢印としては特定技能1号にもつながるということで、そのスキルを身につける。ここで帰国する人も、もちろんいるので、そういう人は国際貢献につながる。特定技能1号で、更にキャリアアップして2号につながると、ここで帰国する人も、もちろんいるわけです。更に、その特定技能1号につながる矢印としては、技能実習ルートと試験ルートがあるわけですし、恐らく今後の重要な課題になるのは、特定技能1号に至る、今でいう技能実習ルートと試験ルートの整合性と言いますかバランスと言いますか、即戦力という建前でありますので、技能実習ルートで入ってくるスキルレベルと試験ルートで入ってくるスキルレベルにかい離があるということだと整合性がとれなくなるので、即戦力には、前も申しました一定のレベルがあるにしても、それが実際上確保できるような試験の在り方について、余り簡単になり過ぎると、逆にそちらがバックドアになってしまいますので、チェックする必要があるかと思えます。

しかし、図を作るとしたらこういうことになるだろうということですが、この図に対して抱いてきた問題意識が、このようなまとめ方をしていただくと、非常にすっきり、単純な移民と言いますか、単純労働者をそのまま受け入れるわけではないということも出てきて、これがそのとおり運用されたとしたら、非常にすっきりすると思った次第です。ありがとうございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、御発言ございますか。

大下委員。

○大下委員 中間報告書（案）の取りまとめ、ありがとうございます。前回、私から発言をさせていただいた制度の趣旨目的・日本語教育の部分、丁寧に御反

映いただいたと思っております。ありがとうございます。

他方で、何人かの委員からもございましたが、報道等で、残念ながら中間報告書に書かれている方向性が正しく伝わっていない部分があります。何人かの方と意見交換をしましたが、「特定技能に一本化されるのですね。」や「技能実習制度がなくなるのですね。」というようなお話がやはり出てしまっています。今後、具体的な議論をこの中間報告書に沿って進めていく中で、何人かの委員からお願いをさせていただいておりますが、マスコミ等を通じたコミュニケーションが非常に大切であると思っております。我々としても各地の商工会議所関係者に対して、オンラインで説明会をさせていただきましたが、そうした機会を今後もとっていきたいと思っております。そのためにも2点、今後の進め方についてお願いをしたいと思っております。

先ほども議論がありましたが、この中間報告書の中で今後議論をするとなっているものの中で、この会議で議論すべきものと、その外で議論すべきものがあるかと思っております。何が、今後、中間報告書を踏まえてこの会議で結論を出すべき論点なのかということや改めて整理いただくとともに、それをどういうスケジュールで検討していくのかということやできる限り前広に御提示いただけると有り難いと思っております。とりわけ我々の関心でいうと、転籍の部分、ここに関しては何月頃に議論をするということが分かっているならば、我々としては各方面とそれに向けて丁寧にコミュニケーションをとって、地方の意見も踏まえて、この場に臨みたいと思っております。

加えてもう1点は、今、申し上げた転籍の部分等、今後の議論に当たって、ここまでの議論の中でも様々なデータの御提示や、各方面へのヒアリングを実施して頂きましたが、もし必要かつ可能であれば、重要な論点について改めて、例えば、転籍が実際どれくらい起こっているのかといったデータ等を把握でき、また、共有いただけるものがあれば、データを御提供いただきたいのと、また、時間がない中ですが、改めて論点が絞られた中で関係各方面のヒアリングも、可能であれば行っていただければと思っております。

私からは以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、御発言ございますか。

高橋委員。

○高橋座長代理 マスコミの報道の仕方、いろいろ御批判もあるのだろうと思うのですが、一方で私のところには、廃止と言っているけれども、お前、それは看板の付け替えだけじゃないのかという意見も多々ありまして、いや、そうじゃないと、やはり法律の趣旨などというものを抜本的に見直して、良い制度を作っていくのだと、だからこそ人材確保と育成、ここをきちんと二本柱で掲げ

ているのだということを申し上げて、看板の掛け替えじゃないということも言わなくてははいけないくらいです。やはり世の中、両側から批判が出ていますので、これから中間報告以降、きっちりそこについて具体的な議論をして、答えていかななくてははいけないと思います。

○田中座長 どうもありがとうございました。

末松委員から御発言の御希望がございます。

○末松委員 ありがとうございます。オンラインで大変失礼いたします。中間報告書（案）の取りまとめを頂きまして、どうもありがとうございました。中間報告書に明示されておりますとおり、今後、新たな技能実習制度として本制度が生まれ変わる中で、地方における日本人と外国人を取り巻く環境は大きく変化していくことであろうと思っております。

そのような中で、大きく2点だけ発言させていただきたいと思いますが、まず、各省庁の連携についてでございます。28ページにありますとおり、業所管省庁がイニシアチブをとり、業界団体と相互に連携といったような文言が明記をされておりました、詳しく修正も頂いておりますが、本制度の外国人の受入れから就労、日本語教育など、様々な面で解決をしていかなければならない課題があるかと思っております。以前にも発言をいたしましたとおり、新制度の協議及び運用においては、出入国在留管理庁や厚生労働省だけではなく、経済産業省、また、文化庁など、各課題に応じて業所管省庁が横断的に連携をし、各業界団体並びに私ども地方自治におけるそれぞれのセクションとの取組の連携も、是非、密に図っていただきたいと思いますと考えております。

二つ目に、日本語教育の部分でございますが、外国人の日本語能力の向上に向けた取組の中で、日本語教育について受入れ企業と国、自治体の負担に関して明記をされております。地方自治を所管する私どもといたしましては、本制度にかかわらず、以前より外国人を生活者として受け入れており、様々な施策により外国人が日本人と同様の生活ができるよう取組を進めてまいりました。そのような中、地域の日本語教育については、皆様も御存知のとおり、教育者の高齢化やボランティアの負担増など様々な課題に現在直面をしております。このような背景を踏まえまして、ここに明記を頂いております国や自治体との役割分担や負担については、今後慎重に議論を重ねていただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞその点におきましてもよろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

更に御発言ございますか。

佐久間委員。

○佐久間委員 ありがとうございます。先ほどの山川先生の御発言の内容に関連

するのですが、今回、中間報告書の取りまとめがなされて、次回会議、これはまた後で事務局の方から御説明があるのかもしれませんが、一定期間空くのではないかと思います。特に、特定技能制度について何かデータが欲しいという思いです。次回会議以降から、後半戦になるわけですが、是非必要なデータの提示を頂きたいと思います。

例えば、登録支援機関と特定技能所属機関との支援の委託契約の締結の状況など、後は登録支援機関を個人でやっている方、法人で登録支援機関になっている場合、法人の場合は株式会社や事業協同組合、この法人の類型が分かれば、集計して取りまとめていただきたい。また、クロスでの集計をしていただきたいと思います。

あとは、特定技能制度については、技能実習ルートが、今、大変多く、8割弱くらいですかね、占めていますが、これから試験ルートというのが増えてくるということになりますと、現状がどこまで参考になるかというのもあるのですが、例えば、海外での試験というのが、日本語も含めてですが、どのように行われているのか、結構合格率が高かったりといった実態もあるのではないかと思います。この辺の試験の関係や、また、試験ルート、そのルートごとの特定技能外国人の日本語能力がどのくらいあるのか、修得している技術の差なども教えていただければと思います。あと、県をまたぐ転籍の状況ですね、何県から何県に移動しているのかなど、そういうのをまとめていただくと有意義なのではないかと思います。非常に有用な資料であると思いますので、これからまたしっかり私たちも議論していかなければならないことから、是非、お忙しくしてしまい申し訳ありませんが、何卒お願い申し上げます。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

更に御発言ございますか。

樋口委員。

○樋口委員 28ページの記載ですが、検討の方向性の3(2)イの最後の○につきましては、相対的に不利な立場に置かれた業界や地方においては、格差是正の観点からも、業所管省庁や地方自治体がそれぞれに責任を果たすべきという意味だと理解しています。そうだとしますと、「外国人が安心して暮らせる環境整備」では狭過ぎるのではないかと思います。例えば、「外国人が安心して働ける環境の整備」なのか、「働く外国人を取り巻く環境の整備」など、もう一工夫していただければと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他、御発言ございますか。富田委員、よろしいですか。

では、是川委員。

○**是川委員** この中間取りまとめ案に対してではなく、何人かの委員からも既に御発言がありましたように、今後最終報告書の取りまとめに向けたスケジュール等について、私からも一言申し上げたいと思います。

これまでも述べてまいりましたが、やはりスピード感というのが非常に重要だと思っております。我々有識者会議の仕事としては、最終報告書を取りまとめるところまでが一つの区切りではありますが、その後、実際に法案として閣議決定をして、国会で御審議いただくというところまであるわけですので、やはりそこにスムーズにつなげていけるような、中身の細部まできちんと議論されたものをスピーディーに出していくということが今後必要になってくるのではないかと考えています。

その意味で、これまでも何人かの委員から御指摘ありましたように、この後のスケジュールの方を、やはりなるべく早くきちんと整理していただいて、議論に手戻りがないように、かつ細かいところまできちんと議論できるように、また、必要があればこれから先は、業所管省庁という言葉もこの中間報告書（案）にあります。各業界ごとの議論というかなりテクニカルな部分も出てくると思います。そうなってきますと、ここだけで議論し尽くすということも難しいと思いますので、場合によってはそういった分野ごとの、実際に実務を分かっている方も入れたワーキンググループのようなものを更に作っていただいて、そういったところで議論したものをこちらで更に報告いただいて議論するといったような工夫や、同時並行で幾つかの分科会をパラレルに走らせるようなことも必要になってくるかもしれません。そういった点も含めて綿密なスケジュールリングの方をよろしく願いますということをお願いしたいと思います。

以上です。

○**田中座長** どうもありがとうございました。

更に御発言ございますか。

市川委員。

○**市川委員** 今後の議論の問題もお話されているので、私も1点です。今後の議論の中で大事なものは、やはり転籍の問題と、それから、私自身は送出しのシステムと言いますか、その問題がもう一つ大きいかと思っております。先ほども少し出ておりましたが、そのようなテーマに絞ったデータ、あるいはヒアリングというのにも必要かと思っております。送出しの在り方については、国によって実際のシステムが多少違っていたりという、その実態、それから、お金の流れがどのように流れているのかという辺りをやはりきちんと分析した上で議論した方がよいと思いますので、そういった点のデータも頂ければと思ってお

ります。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

更に発言ございますでしょうか。

よろしいですか。これまでのところを伺っていますと、これまでの取り進め方についてのコメント、それから、もちろん実質的な御意見もございますが、かなり今後の取り進め方についての御議論等を積極的に頂いたわけですが、中間報告書の今の案を今回取りまとめるこの案について、大きな御異論があったとは私は受け止めておりませんが、ということで、本日の段階で、この中間報告書についてという議論はここで一区切りさせていただくということでよろしいでしょうか。

ただ、更に細部についてもまだ修正すべき点についても御意見いただいておりますが、今後、最終的な中間報告書完成までのプロセスについては、その文体や要望についての修正も含めて、基本的に座長であります私に御一任いただくということをお願いできませんでしょうか。

よろしいですか。どうもありがとうございます。それでは、最終的な中間報告書完成までのプロセスは私に御一任いただいたということで、進めさせていただきたいと思います。

そして、この中間報告書は外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議に提出することになっておりますので、この提出の段取りなどにつきましても私に御一任いただけると有り難いのですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。どうもありがとうございます。特に御反対いただかなかつたということですので、そのように進めていただきたいと思います。

今後の中間報告書の関係閣僚会議の提出等の予定について、これは事務局から説明していただけないか。

○本針政策課長 入管庁政策課長の本針でございます。今後のスケジュールについて御説明いたします。

先ほど最終的な中間報告書完成までのプロセスを座長に御一任ということで御了解いただけましたので、今後は座長と私ども事務局において文言等の最終調整をさせていただきたいと思っております。

最終調整が終了いたしましたら、中間報告書を外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議に提出するということになるわけですが、提出の仕方については、関係閣僚会議の議長であります法務大臣に座長からお渡しいただくということを考えているところでございます。具体的な日程は調整中でございますが、提出時期は来月、5月の中旬頃を予定しておりますので、日程が決まりましたら委員の皆様にご連絡をさせていただければと思います。

また、中間報告書を提出した後の有識者会議の進め方でございます。ここは現時点、準備が整い次第、最終報告書の提出に向けて議論を再開していただきたいということではございますが、先ほどいろいろ御意見をいただいたように、スピード感を持って、それから中身も充実させて、それから情報を前広に提供と、いろいろな御意見をいただいておりますので、そういうところも含めて、また日程の調整についての連絡も事務局からさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○福原審議官 1点追加して御説明させていただきます。

詳しい日程の方は、各委員に日程の候補をお配りさせていただきますので、その中で大体このくらいの時期から事務局としては、また再開を考えているのだということを見ていただければと思います。

その中で1点、各種データやヒアリングのお話がありました。これから座長が関係閣僚会議へ中間報告書の提出という行為があるまで、一定の期間があるものですから、是非各委員から、こういうデータが欲しいなど、このようなヒアリングをしてほしいというお声があれば、この期間に是非事務局としても最大限、準備やその検討をさせていただきたいと思っておりますので、その点についてもお声を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○田中座長 今、事務局から御説明のあった今後の取り進め方について、何か御質問とかコメントはございますか。

大下委員。

○大下委員 こういう話ばかりして申し訳ないですが、関係閣僚会議に座長から御提出される日程と、その内容とその旨がマスコミにどういう段取りで伝わるのかということについては、差し支えのない範囲で前広に我々に御共有いただけると有り難いと思っております。

○田中座長 それはどうですか。私もそのようにしなければいけないと思っております。

○福原審議官 もちろん、いつどのような形で行いますということは事前にお伝えをさせていただきます。事務局としてもマスコミ対応については、十分、実際に当該資料を用いて丁寧に御説明しているところではございますが、どうしてもマスコミ側の考え方というか、部分があることから、その部分については丁寧に説明させていただきます。

○田中座長 その他御質問など。是川委員。

○是川委員 すみません、意見ということではないのですが、事務的なことですが、事前記者レクの話をして記者から聞くと、委員としてもそれが本当かどうか確かめるすべがなく、要するに、話してよいのか話してはいけないのかというところで事務的に困るところもあります。よって、記者レクするときには一言言っていただくと、記者が言っていることが本当かどうか分かりますので、こ

ちらとしても非常に助かります。

○田中座長 そうすると、私が法務大臣に持っていく日にち、それから、その前に事務局から記者に説明する日にち、そういうのも含めて委員の皆様と共有するという事だと思えます。

その他、コメントございますか。よろしいですか。それでは、ここまでのところで本日用意した議題は終了です。

この際、何か更に御発言ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、このところで更に事務局から追加的に御発言いただくことはございますか。今後の日程等については、また追って御連絡いただくということでよろしいでしょうか。

○福原審議官 はい。また候補日について日程を提示させていただいて、確認させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 閉会

○田中座長 それでは、本日の会議はこれで終わりということで、第7回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を終了したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

—了—